

## 平成31年第1回砂川市議会定例会

平成31年3月6日（水曜日）第3号

### ○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第13号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第14号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第17号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

議案第19号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定  
について

議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第25号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第 7号 平成31年度砂川市一般会計予算

議案第 8号 平成31年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9号 平成31年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 平成31年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 平成31年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 平成31年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武 田 圭 介 君

- 日程第 2 議案第 1 3 号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 議案第 1 4 号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 議案第 1 7 号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 議案第 1 9 号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第 2 1 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第 2 5 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
- 議案第 7 号 平成 3 1 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 3 1 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 3 1 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 3 1 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 3 1 年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長 飯 澤 明 彦 君  
議 員 増 井 浩 一 君  
          増 山 裕 司 君  
          佐々木 政 幸 君  
          武 田 圭 介 君

副議長 水 島 美喜子 君  
議 員 多比良 和 伸 君  
          中 道 博 武 君  
          武 田 真 君  
          辻 勲 君

北谷文夫君  
小黒弘君

沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	和	泉	肇
事	務	局	次	川	端	幸人
事	務	局	主	山	崎	敏彦
事	務	局	係	渡	部	秀樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

- 議長 飯澤明彦君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。  
武田圭介議員。

- 武田圭介議員 (登壇) それでは、既に通告してありますように、大きく3点にわたって砂川市及び砂川市教育委員会の見解を伺ってまいります。

大きな1点目は、市立病院における防災、災害等発生時の対応についてであります。近年の自然災害や事故などはいつ襲ってくるかわかりません。去年のブラックアウトのように地震後に発生する二次災害もあります。そのため常日ごろから防災に対する備えと災害拠点病院として実際に災害などが発生した際の対応について全国各地で発生する事例など、新しい情報に接し、あらゆる事例を想定して対応策も柔軟に考えていかなければなりません。そこで、以下について伺います。

- (1) 備蓄品、防災避難訓練、避難器具等の点検等防災に関する現在の体制について
- (2) 去年のブラックアウトによって病院運営に支障が出なかったのかどうか
- (3) 災害時業務継続計画、BCPについて
- (4) 市や他の機関との防災及び災害時対応の連携の現状について

次に、大きな2点目は、砂川市における防災機能の強化及び災害等発生時の対応についてであります。これまでも常任委員会などで防災にかかわる質疑などを行ってきましたが、昨年にはブラックアウトという想定していない二次災害も発生しました。自然災害にとどまらず、二次災害などが発生するリスクは常に存在するため、改めて防災について以下伺います。

- (1) 冬場に災害が発生した場合を想定した冬季防災避難訓練について
- (2) LPガスボンベを使用した自家発電機の拡充について
- (3) ペットを連れた方の避難対応について
- (4) 高齢者や女性など一定の配慮が必要な方を対象とした避難所運営について
- (5) 避難所HUG、避難所運営ゲームの普及について
- (6) 去年のブラックアウトによって顕在化した課題などに今後どのように取り組んでいくのか
- (7) 災害時業務継続計画、BCPについて

最後に、大きな3点目は、小中連携及び小中一貫教育の推進についてであります。現在

砂川市において市内小中学校の適正規模、適正配置の検討が行われています。昨年8月に作成された検討資料には、小中一貫教育についても触れられていました。学習指導要領においては、幼小、小中、中高といった学校間の継続を重視する姿勢を打ち出し、社会に開かれた教育課程について児童生徒たちと地域の方々が一緒に子供たちの能力を育成するよう求めていることから、小中連携及び小中一貫校の設置はこれからの教育の形としては割けて通れない道であると考えています。そこで、以下について伺います。

(1) 小中一貫校、いわゆる義務教育学校の導入に向けてどのような課題があるのか。

(2) 義務教育校を設置しなくても別に小中連携といった形態もあり、現在も市内の小中学校における連携が全くないわけではありません。しかし、その連携が余り見えてきません。今後小中連携のさらなる推進についてはどのように考えているのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から大きな1の市立病院における防災、災害等発生時の対応についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 備蓄品、防災避難訓練、避難器具等の点検等防災に関する現在の体制についてであります。大規模な災害発生時に職員の招集や情報の収集、災害対策本部の設置、負傷者を当院に受け入れる場合のトリアージセンターの設置など、迅速かつ円滑な対応が図れるよう砂川市立病院災害対策マニュアルを作成しております。災害発生時の備品につきましては、ライフラインの断絶、施設設備の破損及び食料提供の一時的な断絶を想定し、対象食数を3日分の3, 240食とし、調理不要のカレーライスや牛丼、すき焼き丼、牛乳、ジュース、流動食、粉ミルク、備蓄用ソフトパン、ビスケットなど備蓄食を確保しております。

防災訓練の実施につきましては、病院職員の災害医療についての知識向上を目指し、災害拠点病院の一員としての責務と役割を果たすことを目的として年1回実施しております。また、避難訓練の実施につきましては、消防法第8条に基づき消防計画の作成や当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を年2回、うち1回は夜間想定として実施しているところであります。

避難器具につきましては、緊急時の2次的な器具として、消防法第17条に基づき設置しておりますが、当院は避難器具を本館3階に2カ所、本館4階から7階に各階1カ所、南館2階に1カ所、南館3階に2カ所、南館4階、5階に各階1カ所、計11カ所に垂直式救助袋を設置しております。避難器具の点検につきましては、消防設備保守点検で年2回、当院防災センター要員による巡回時に1日2回実施し、降雪時には野外に設置してある救助袋の格納箱の周辺を定期的に除雪を行っております。

防災に関する現在の体制につきましては、災害対策本部長を院長とし、副本部長を副院長、事務局長、看護部長とし、本部員に救命集中治療センター長、救命救急センター長、

副看護部長、薬剤部長、医療技術部長、管理課長、経営企画課長、医事課長、地域医療連携課長、看護専門学校副審議監、管理課庶務係長が災害対策本部のメンバーとなり、情報の収集や職員の招集、避難患者、病院運営の協議を行っております。

次に、(2) 今年のブラックアウトによって病院運営に支障が出なかったのかどうかについてであります。昨年9月6日、胆振東部地震の影響で全道全域が停電となり、当院においても地震発生時の直後から午後12時50分までの約9時間40分停電となり、非常用発電機の稼働により病院機能を維持したところであります。

病院運営の支障につきましては、建物や医療機器には異常はございませんでしたが、北海道全域がブラックアウトとなり、信号機が機能しなかったことにより物流に影響が生じ、医薬品や診療材料等の確保の見通しが立たなかったため、緊急性のある患者に限定して外来診療と当日予定していた手術を延期し、緊急手術のみ対応するよう制限をしたところであります。外来診療は翌日の7日に、手術は週明けの11日火曜日に通常どおり再開したところであります。また、薬の処方につきましては、調剤薬局が停電の影響により分包機が使用できないとの情報があり、処方日数を制限した上で粉薬は当院で、錠剤は調剤薬局での処方として、調剤薬局と連携を図り、対応したところであります。大きな混乱は生じなかったところであります。

次に、(3) 災害時業務継続計画についてであります。災害時業務継続計画はさまざまな災害や危機事象発生時に病院機能を可能な限り維持し、または早期に回復し、病院内の全職員が協力して初動、救急期から復興期に至るまで切れ目なく質の高い医療を提供するという社会的責任を果たすことが求められており、当院においても砂川市立病院業務継続計画書を策定しております。昨年9月6日に発生した胆振東部地震で当院も停電となり、災害対策マニュアルと事業継続計画に基づいて対応したところであります。実際に行動した上で10月15日に災害対策本部振り返り会議を開催し、マニュアルについて何点か課題が浮き彫りとなり、12月27日に災害対策委員会主催の全体会議を開催し、マニュアルの見直しを行ったところであります。

次に、(4) 市や他機関との防災及び災害時対応の連携の状況についてであります。まず市との連携については、市が策定しております災害時の職員初動マニュアルに基づき、災害対策本部員として事務局長が本部員会議に出席し、医療部として情報共有し、連携を図っているところであります。

次に、他機関との連携については、北海道保健福祉部や滝川保健所、全国自治体病院協議会北海道支部、災害時における病院間の相互支援として協定しております函館市、釧路市、名寄市との4市間においても災害状況等の情報を共有し、連携を図っているところであります。また、2月14日には滝川保健所主催により滝川保健所管内災害対策研修会を当院にて開催し、中空知管内の医療機関及び行政の防災担当職員等が参集し、広域災害救急医療情報システム、EMISといいます、の操作研修や災害時における高齢者、障害者

等の支援等について意見交換を行ったところであります。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 大きな2、砂川市における防災機能の強化及び災害等発生時の対応についてご答弁を申し上げます。

（1）の冬場に災害が発生した場合を想定した冬季防災避難訓練についてであります。市では砂川市地域防災計画に基づき地域全体で防災体制の構築を推進するとともに、防災意識の普及を図ることを目的とした砂川市地域防災訓練を毎年実施しておりますが、地震や水害等を想定した訓練にとどまり、冬場に災害が発生した場合を想定した訓練は現在まで実施していないところでございます。全避難所での開催を目標とした地域防災訓練もこの訓練で一巡となりますが、冬場の停電等を想定した訓練は非常に有効であり、実際に避難所で宿泊体験する訓練などの検討を含め、訓練規模、どのような災害を対象にするかなど来年以降防災訓練のあり方を総合的に見直していこうと考えているところでございます。

続きまして、2点目のLPガスボンベを使用した自家発電機の拡充についてであります。現在市役所に2台、各避難所に11台の自家発電機がございまして、市役所2台はガソリンでの稼働、各避難所は4台がガソリンでの稼働、7台がLPガスボンベでの稼働となっております。エネルギーの供給は、災害時には寸断されるおそれがあるため、違った種類の燃料での構成としておりますが、発電機のメンテナンスやエネルギー寸断時での家庭でのLPガス保管状況を考えると、LPガスボンベを使用した発電機が有効であることから、今後発電機を拡充する際にはLPガスボンベを使用した発電機を優先的に導入していきたいと考えているところでございます。

続きまして、（3）ペットを連れてきた方の避難方法についてですが、平成28年には避難所、平成30年には自主避難所を開設しており、避難所の中にペットを連れてきた避難者は皆無でしたが、ペットと一緒に避難場所の駐車場で車中泊をしていた方がいたことは把握しているところでございます。ペットを連れてきた避難には飼育場所を定めること、他の居住スペースと十分な距離を保つこと、屋外で飼育できないペットについては屋内スペースの設置を検討すること、万が一のトラブルやアレルギーに対する配慮をすることとしておりますが、ペットが原因で避難せず命を落とす事例もあることから、日ごろからのしつけやペット用の備蓄、ペットを避難所へ連れてくる際の注意事項などについても今後広く住民への周知を進めていきたいと考えております。

続きまして、（4）高齢者や女性などの一定の配慮が必要な方を対象とした避難所運営についてでございます。砂川市ではいまだ経験がございませんが、長期的な避難所生活では高齢者や女性などに対しましての配慮が特に必要となってきております。災害の種類や規模にもよりますが、基本的に要配慮者につきましてはトイレに近い配置、段ボールベッドなどの優先貸与、女性につきましては男女別に更衣室をつくり、更衣室を分けることで

授乳室としても活用するなど、プライバシーに配慮する避難所運営に努めることとしております。また、要配慮者の方で心身に衰えのある方や避難所での生活が困難であると判断できる場合には病院、または福祉避難所への移送も視野に入れて運営することとしているところであります。

続きまして、（５）避難所HUGの普及についてでございます。避難所運営ゲーム、避難所HUGは、災害が発生し、ライフラインが途絶えた状況を想定し、カードで示されたさまざまな状況をグループで話し合っ解決していく防災教育カードゲームです。北海道では、特有の厳しい寒さやこれまでの災害での教訓を反映させたD○はぐというものが作成されております。砂川市では、平成29年に開催されたこの避難所運営ゲーム北海道版の講師養成研修会に職員が参加し、D○はぐマスターに認定されているところでございます。その後、平成30年に消防主催で開催された防火防災協力会支部長研修について講師としてD○はぐを使用した防災研修を開催したところでございます。今後におきましては、自主防災組織や町内会、出前講座などを通じて避難所生活や避難所運営を自分ごととして捉え、地域の防災対策の課題を見つけやすくすることを目的にD○はぐを用いた啓発を進め、自助、共助、公助の連携による避難所運営を行っていきたくと考えているところでございます。

続きまして、（６）昨年のブラックアウトによって顕在化した課題等に今後どのように取り組んでいくかにつきましては、北海道民にとって初めての経験でありましたブラックアウトは、さまざまな分野で想定外の事象が発生しました。1点目は、電話交換機が停電のためつながりにくくなった時間帯があったこと、2点目な照明機器など停電時に必要な備品等が不足していたこと、3点目は広報車など市民への情報伝達手段のあり方などが課題として上げられたところでございます。

今後の取り組みとしては、1点目の電話交換機につきましては、発電機をつなげる工事が完了したところであり、今後は停電時でも電話の送受信が可能となるところでございます。2点目の照明機器等の備品については、今後整備をする予定でございます。3点目の情報伝達手段のあり方につきましては、広報車での広報は今後人口密集地と誰も住んでいない場所にスピード差を設けるなど、運行方法を引き続き見直しなどを行っていきたく考えております。また、町内会などとの連絡が固定電話では困難であったことから、町内会連合会と連携いたしまして携帯電話番号の把握に努めているところでございます。

続きまして、（７）災害時業務継続計画についてですが、災害時の業務継続計画は、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、代替庁舎検討用リスト、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理など大きく6点ほどの計画を定め、運用を行っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 大きな3、小中連携及び小中一貫教育の推進についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 義務教育学校の導入に向けた課題についてであります。義務教育学校は小学校に相当する前期課程、中学校に相当する後期課程、合わせて9年間の中で一貫した教育目標のもと9年間の系統性、体系性に配慮した教育課程を編成し、9年間の義務教育を1人の校長によって運営される1つの学校として、平成28年度から新たに制度化されたものであります。この学校は、小学生が中学校に進学した際に大きく変化する学習環境や生活環境にギャップを感じる問題、いわゆる中1ギャップの解消など、小学校と中学校間の連携、接続をよりスムーズに行い、一貫した教育を進めることを狙いとして創設されたものであります。

義務教育学校の導入に関しては、小中一貫教育として調査研究を重ねなければなりません。一般的に課題について申し上げますと、学校の運営面では教育課程が独自に編成されることから、転入学をする児童生徒にとって転入学の前後で学習内容に差異が生じる可能性があることから、その対応を求められることや教員の配置に関し、原則的に小学校、中学校の両方の免許状を併有する者とされていることから、当該教員の確保などが考えられます。

次に、(2) 今後のさらなる小中連携の推進についてであります。市内における小中学校の連携に関し現状について申し上げますと、市内小中学校の全教職員が加入している砂川市教育研究会では各教科を中心とした部会を設け、小中学校の教員がともに研修を深める中で、教科指導に係る意見交換や学習規律及び家庭学習のあり方に係る連携方法について協議を行い、児童生徒の学力向上や生徒指導の充実に向けて一定の成果を上げているところであります。教育委員会といたしましては、学力向上に関し、中学校区ごとに各校の課題と対策を持ち寄るサポートセミナーを開催することで、教育課程の検証、改善等に向けた小中学校間における協議の場を設けております。また、生徒指導につきましても青少年指導センターを設置しており、小中学校の教員、さらに高校、関係機関の職員が毎月会議に参集することで情報を共有するとともに、市内で統一したルールである校外生活の心得を定めるなど連携を図っているところであります。今後におきましては、既に一部の小中学校間において中学校の教員が小学校で授業を行う乗り入れ授業に取り組んでおり、小学校間の連携である小小連携や小中連携について既に検討しながら進めているところであり、今後においてもさらに進める考えであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今るる答弁をいただきました。順次再質問を行ってまいります。

まず最初に、病院の防災の関係なのですが、この防災の関係は私は前期の総務文教委員時代からいろいろと市のほうにも病院のほうにも防災関係の質疑をさせていただいて、対応していただいたところも多々あるのですが、備蓄品や防災避難訓練、避難器具の

点検等の状況を先ほど現在の体制のことは答弁をいただきました。ただ、夏場と冬場でまた季節的に違うものもありますし、一日見回った中でも見落としといったようなものはどうしても生ずるところはしょうがないのかなど。というのも見回る人も常時ずっと外に出て見回っているわけではありませんので、ただ避難器具ですとかそういったものというのはいざというときにすぐ使えるような状況にしておかないと、ましてや病院ですから、通常であれば患者さんは冬季であれば、夏場でもそうかもしれませんけれども、病院の中から専用のエレベーターで逃がすこともあると思います。ただ、ことしの2月8日の日でしたけれども、4階の屋上にある避難器具のところをたまたま病院に行く用事があって窓から見ていると、全く除雪がされている様子はなかったと。あのときは史上最強の寒波が来たときで、降雪もひどかったのですけれども、ただ災害というのは別に吹雪のときだから発生しないということもないわけですし、逆にそういうときだからこそしっかりと避難器具が使える状況にしておかないと、人命にかかわる非常に大きな問題になると思いますので、その辺職員の皆さんにはご苦勞はおかけしますが、患者さんの命を預かっているということを考えるのであれば、しっかりとその辺の点検体制ももう一度マニュアルどおりにやっている、それから今のルーチンでやっているだけではなくて、しっかりとそこは見ていただきたいと思います。

それから、今年のブラックアウトによって病院運営に支障が出なかったというのは、停電の期間が9時間40分ほど自家発電を動かしていたということでもよかったのですけれども、地震が発生したのが9月6日でしたからまだ秋口なのです。でも、北海道の場合、真冬に災害が発生すると、もしかすると長期にわたって停電が続くと暖房器具も使えないと。しかも、真夜中に地震が発生すると、この辺もブラックアウトで一斉停電になりました。私は、砂川市立病院の目の前に住んでいるので、ブラックアウトになったときに病院がどういう状況になったかという、自家発電装置が一気に稼働として、1階から7階までがこうこうと全部がつくのです。そうすると、真っ暗闇の中にまるで不夜城のごとく出現すると。当然冬場の地震とかブラックアウトが発生すると、避難所が開設するまでにはどうしてもタイムラグがあるので、そういったところに近隣住民の方が情報や暖を求めて逃げ込んでくる可能性というのも想定できることです、容易に。そういったことに対する対応というのが今回のブラックアウトによって病院運営をする中で、今後の可能性論ですけれども、当然あり得る話なので、検討の対象に上がってきたのかどうかということと、災害時業務継続計画を今持っている。当然災害時業務継続計画というのは災害拠点病院である砂川市立病院の指定要件になっていますから、それはしっかりと定めていなければならないのですけれども、平成29年3月31日に各都道府県知事宛てに厚生労働省の医政局長から通知が出ていまして、災害拠点病院の指定要件を一部変えるということで、主に大きな3つの改正点があります。1つは、この災害時業務継続計画をしっかりと策定することと関係機関と避難訓練や防災訓練を共同で実施する。さらには、内部での災害時の業務

継続計画について研修をしっかりと行うといったことなのですけれども、当然今形式的にはマニュアル等を整備して、そういった要件には合致しているのですが、実際に先ほどの答弁の中では他の機関との共同訓練等のお話もなかったもので、その辺がどうなっているのかということをあわせて再質問として最初にお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 今何点かありましたけれども、まずブラックアウト、昨年の9月で秋口だったので、これが冬だったら、あるいは真夜中だったらという場合の近隣住民への対応を検討したのかというのがまず1点あったかと思います。そこら辺については、まず当院は災害拠点病院であって、基本的に避難所ではないということの考えが前提にあります。ですから、基本は医療提供を優先させるという考えであります。ただ、時間的なものとか季節的なものとかで、人道的に全部そういった方々を排除していいのかというのはまた別の問題もあるかと思っておりますので、それはそのときの災害の状況、あるいは当院に搬送される患者さんがどの程度見込まれるのか、そういったことによっていろいろ変わってくると思っておりますので、それはケース・バイ・ケースで判断していきたいとは考えております。

それと、災害拠点病院としての要件の変更の中で他機関との共同の訓練等の関係のお話がありましたが、それについては今はまだやってはいないというのが現状でありますので、これについては今後各機関とも協力しながらやっていきたいとは考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 砂川市立病院は、砂川市だけではなく、空知のセンター病院として基幹病院ですから、災害拠点病院でもあるので、大規模災害が発生したときに近隣自治体を含めて他地域からどんどん傷病者が搬送されてくると思うのです。そのときに市立病院の人員だけで本当にさばき切れるのかといったこともありますので、避難と防災訓練と2つありますけれども、この2つはぜひとも他の機関とも連携をしながらやっていただきたいと思っております。

それから、順番は逆転してしまいますけれども、先ほど病院というのは避難所ではないということで、基本的には避難民は受け入れないというお話でしたけれども、それが日中に発生した災害であったら、避難所はこの近くで公民館が自家発電を持っていますから、公民館に誘導といったことができるのですが、夜間で情報が不足している中では、ましてこの前のブラックアウトのような停電になると病院だけが電気がついている状態なので、そういったところに人が集まってくるだろうと。まして冬場であれば暖もとれますので、どうしても避難所を開設するまでの間はそこに避難民が集まる可能性があって、だとするとことしは季節性のインフルエンザが大流行しましたけれども、避難民の方にこういった方がいるかわからないと。そういった複合的な二次災害、三次災害ということも発生することも可能性論ではなくて現実として起こり得る話ですから、そういったこともしっかりと

災害の対策のマニュアルですとか業務継続計画の中では検討課題として加えていただきたいと思います。

この災害時の業務継続計画というのは、市ももちろんつくっているのですが、問題は市の地域防災計画はあるのですけれども、それぞれの災害時業務継続計画をお互いがどれほど理解しているかということなのです。つまり病院の災害時業務継続計画を市の防災担当者がしっかりとわかっているのかと。それによってまた働き方や連携のあり方、情報共有のあり方が変わってくると思うのですけれども、その辺の現状というのが今どうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 まず、夜間ブラックアウトで冬場というところで、インフルエンザのことも想定される、そういったことを意識した中でマニュアルの検討をというお話がありました。それについては、まさにそのとおりでありまして、3. 11のときの宮城県の自治体病院の報告もあるのですが、その中では近隣の方だと思っておりますけれども、病院のほうに殺到された。それで、その病院は、夜に来たので、一時的に受け入れて、でもそれだと医療機能に支障を来すということで、翌朝すぐ市の災害対策本部と連携をして、病院に来た方々をバスで避難所に移動したという報告もあったように私は記憶しております。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、ケース・バイ・ケースでいろいろその辺は対策をしたいと思います。

あと、市とのBCPを含めたマニュアルの連携の話ですけれども、市の災害対策本部員として私も入っておりますし、災害が発生したら市との情報共有はもちろんやっておりますし、市の防災担当と当院は管理課がBCPなり、災害対策マニュアルの作成の担当になりますので、そこら辺は十分に情報共有しながら策定をしていきたいとは考えてございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 どうしても災害というと自然災害ばかりが想定されていたのですが、昨年9月6日に発生したブラックアウトという二次的な災害、しかもそれも多分人工的な物体による発電の停止ですから、そういった自然災害とは別の形で、今この社会においては電気がないと非常にインフラというのはもろいものだなと。我々の日常生活では電気がないと生活していくのも不便な世の中になっていますので、停電を想定した今度の防災マニュアルといったもの、災害対策といったものは非常に重要な課題になってくると思います。

それで、総務文教委員会の中の答弁で過去に1回市立病院では停電関係で訓練をしているということなのですけれども、今後の防災訓練等を考えるときに、避難訓練も含めてなのですけれども、停電を意識した訓練といったものも取り入れていく形になるのかどうかということなのですけれども、その辺というのは今現場としてはどうお考えになっているのかを伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 過去に停電訓練は実際にやっております。今回こういった余り想定していなかったブラックアウトというのを経験いたしました。病院は、年に1回電気設備の点検で昼間1時間ほど停電をするという、意図的に停電をして設備を点検するという事は必ず年1回やっていますので、前回はそうでしたが、その1時間ぐらいの間にあわせて停電訓練をやってございます。今後も今回のブラックアウトの中で問題点として浮き上がったものがきちんと動けるのかどうなのか、そういったものを検証する意味で停電訓練は、今、日程がいつというのはお答えできませんけれども、そこら辺は考えていきたいとは思っています。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 あと、病院は、確かに先ほど来答弁もあるように避難所ではないので、そこに避難民を收容することは当初から想定はしていませんけれども、一方でライフラインの維持を考えたときに、どうしても上水道とかそういったところを意識しがちなのですけれども、大事なものは人間ですから生理現象があって、当然排せつ物が出てくると。病院の躯体としては、現在病院で使っているのはフレキシブル継手というのですか、多少震度があって病院自体が揺れたとしても管が伸縮するので、その辺のところ病院自体の躯体は大丈夫だとしても、もともとの流す下水道の管とかに影響があれば汚物を流すことができない。これは、市の防災担当であれば簡易トイレの設置等もあるのですけれども、病院の場合というのはそういうことを想定した場合に汚物が流せない状況とかになった場合には、どう今現在対応されようとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 下水道が破損した場合のし尿処理とかの処理の問題ですけれども、現在当院のほうでは備蓄とかはされていないのですが、仮にそういったことが発生した場合には、これも3. 11のときに被災した病院の報告であるのですが、そのときにはポリバケツの中に新聞紙の中に便なり、尿をして、それをビニール袋に包んで廃棄しているという状況があったという報告もありました。当院の場合、仮に地震だとすると病院の中の建物のトイレの便器が割れるとか使えなくなるとか、そういうことは免震構造なものですから想定できないので、便器は一応形としては残っている。ただし、流すことができない。では、そういった場合にはトイレに設置する簡易的な便の収納袋がついた携行トイレというのか、簡易トイレというのか、世の中には売っているようですので、そういったものを今後備蓄について検討したいとは考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 どうしてもおいの出るものですし、衛生上もそういう処理の仕方というのは非常時とはいえ余りよろしくはないと思います、特に病院という環境では、ですので、ぜひとも予算的にそんなに多額にはならないと思いますので、最低限の災害用の簡易

トイレみたいなものも備蓄できるのであれば備蓄をしていただきたいと思います。

次に、大きな2点目の市の防災に移るのですが、先ほど答弁の中でとりあえずはまず町内会一巡しての地域の防災訓練が終わると。今後は、冬季を想定した防災訓練も検討をしていくようなお話もありましたけれども、北海道の場合どうしても冬といったものは確実にやってくるわけで、災害は夏だから来るとか冬だから来るとかというものはないわけです。一番苛酷な状況で市民の安全を守るために常日ごろから準備をしていくということになれば、一番苛酷な状況の中でいろいろな希望的観測を排除した中での訓練をしておかないと、いざ何かあったときにそれは想定外でしたということであってはいけないわけであって、そこら辺の冬季防災訓練、避難訓練は多分先ほどの答弁を聞いていると、すぐにできるかどうかは別としても将来的には実施していく方向にあるのかと思っています。当然冬季防災訓練ですから、今の地域防災訓練とはまた違った内容になるのでしょうかけれども、ただ私も地域防災訓練に何回か参加してみようと思うのは、住民の皆さん方いろいろなご予定はあると思うのですが、まだまだもっと本当は参加できる人数は、対象になる人数はいるのだろうと。残念ながら集まってこられる方というのは町内会の役員の方ですとか、よほど関心の高い方に限定されているところがあるので、これは決して人ごとではない話でありますので、粘り強く防災訓練に参加を促す取り組みも必要になってくるのかと。まして冬季で寒い時期になれば、お年寄りとかそういった方々はますます家から出てこなくなりますけれども、実際に災害が発生したときに一番弱者になるのはそういった方々なので、そういった方々の参加がなければ必要なニーズですとか、取り組まなければならない課題が把握できないので、この辺のところ、冬季防災訓練、避難訓練を実施するに向けて原課として、今の地域防災訓練もそうなのですから、防災訓練の参加率を上げていこうというための取り組みをどう今考えているのかということです。

それから次に、LPガスボンベのほうは、これからも拡充をしていただけないことなので、ガスボンベは北海道の場合は各家庭にも企業にもどこにもついていますので、いざというときには代替エネルギーとしては非常に有用であろうと思っております。これについては、先ほど答弁で今後はそちらを優先的にということでしたので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、3点目のペットを連れた避難なのですけれども、先ほども答弁にもありましたように平成28年の大雨災害のときに、避難所に行かずに避難所の駐車場でペットを連れて車中泊をされていた方がいたと。全国の事例を調べてみますと、ペットも今家族の一員だと言われる時代です。しかしながら、中にはペットのアレルギーを持っている方もいますし、避難生活を送っている中で避難されている方というのはストレスがたまっていますので、例えば犬や猫の鳴き声、鳥の鳴き声を聞いて、それがけんかになるとか、決して癒やしただけではなくて、ぎすぎすした人間関係を築いてしまうおそれもありますので、ペットを飼っている家がふえている中で、ペットを連れての避難のあり方もしっかりと検討

していかないといけないのかと思っておりますので、その辺もう少し市としても考えていかなければならない課題かと思うのですけれども、先ほどは現状を述べていただいたのですが、今現在何かペットに対してどういう取り組みをしていこうという方向性みたいなものを持っているのかどうかということなのですけれども、ペットとともに避難をすることについての考えをお伺いしたいと思います。

それから、4点目の高齢者や女性など一定の配慮が必要な方を対象とした避難所運営なのですけれども、もしそういう長期的な災害が発生した場合に、福祉避難所といったものを市内に何カ所ぐらい開設しようと市は今考えているのか。それとも、民間の高齢者施設、福祉施設をそういう避難所の扱いとして協力を願うのかどうかということなのですけれども、その辺どう考えているのか。

それから、女性で特に乳幼児を抱えている方は、道外の自治体によると母子避難所みたいなのを設置して、例えば授乳スペースですとか、女性だけなので、男性の目がなく心理的な抵抗が少ないといったこともあります。また、仄聞するところによると、暗数に隠れてなかなか表沙汰にはなりませんけれども、避難が長期化すると性的な犯罪を誘発する可能性があることも指摘されていますので、そこは高齢者や障害者、さらには女性などの方に対する避難所といったもののあり方というものもこれからは考えていかないといけないと思っておりますので、この辺もう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

それから、5点目の避難所運営ゲームで、講師養成講座を受けてきて、これから町内会等に周知をしていくということなのですけれども、これは私もやったことはあるのですが、非常にわかりやすいというか、おもしろいというか、おもしろいというのは適切な表現ではないかもしれませんが、やっぱり若年者に関心を持って防災意識を持ってもらうには、最近何でもゲーム化とかアニメ化とかいろいろなものがありますけれども、そういう導入部であってもいいのかと。これを今市の職員が講師の養成講座を受けてきて、講師の資格を取ったのであれば、出前講座はどちらかという受け身ですから、積極的に市が行う講座の中で町内会に入って行って、こういったゲームにいろいろな老若男女を問わず参加をしていただいて、避難所運営や避難のあり方等を勉強してってもらったらいと思うのですけれども、ただ市の広報に出しますとか講座を行いますではなかなか人が集まらないので、この普及に向けて市としてこれからどう取り組んでいくかを今どのように考えているのかをお伺いをしたいと思います。

それから、去年のブラックアウトによって顕在化した課題というのはいろいろあって、それはきょうの新聞にも出ていましたけれども、停電時を想定をしてLEDライトを避難所に設置するのだという記事がたまたまきょう出ていましたけれども、そういったことで対応をされていくとは思いますが、ただ今回対応したことが全てパーフェクトではなく、災害によってはまたいろいろな課題が出てくると思っていますので、常日ごろから、これも申しわけないのですけれども、全国各地で発生する被害、またはそれに伴って対応す

る各自治体のご苦勞等を情報収集しながら、砂川市でも取り入れられるようなものはしっかりと取り入れていくための調査研究といったものを行っていただきたいと思いますので、その辺の考えについてお伺いをしたいと思います。

それから、この項目の最後の災害時業務継続計画なのですが、先ほど答弁にあったのは、あくまでも初動的な災害時の業務継続の話であって、災害が長期化すると通常の役所としての業務といったものも同時に避難所が開設されたまま行っていかないといけないといったことも出てくると思います。今は幸いにして砂川では長期避難民が出るような大きな自然災害や人為的な災害が発生していませんから、そういった場合を想定した災害時業務継続計画というのはつくられていないのですけれども、ただそれもこの砂川市役所、砂川市立病院の下ぐらいに震度7が想定されるような断層があるとも言われています。正確にはわかりませんが、一応あると言われています。そうすると、避難が長期化するような災害が発生するリスクはあるわけですから、そういった災害時業務継続計画をさらにバージョンアップして、パワーアップしていくための計画づくりといったものも考えていかないといけないと思うのですけれども、その辺の考え、取り組みについては今どのようになっているのか、以上7点ほど再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 順次お答えしたいと思います。

まず、避難訓練の関係でございます。ご指摘のとおり、避難訓練の参加者については、各町内会、区域の町内会長さんを通して多くの皆さんに参加をしていただきたいと思いますのお願いをしていっているところでございますけれども、大体1割程度の参加者にとどまっているというのが現状でございます。今年度最終的な部分、最後の11カ所目を予定しているのですけれども、毎年のことなのですけれども、やはり町内会長さんを中心として皆さんにお願いするしかないという思いはしているところでございますし、引き続き町内会を通してということになるかと思っております。あわせて今各町内会で自主防災組織の設立を積極的に行っているところでございます。そういう機運でぜひ訓練参加者もふやしてまいりたいと思っているところでございます。

それから、ペットの関係でございます。1回目でも答弁しましたけれども、ペットを飼っている方の責任においてのやらなければならない部分というのは当然周知していかねばならないと思いますけれども、実際に避難される場合は、それぞれの避難所にも異なりますけれども、今は基本的には大きい体育館とかというところを使いながら避難していただいているのですけれども、学校に関して言えば個別の教室、個別の部屋もございまして、そういうところを考えながら、これは女性、高齢者の配慮する部分にもかかわるので、大きいオープンスペースのところではなくて、個別の教室だとか個別の和室だとかそういうところを利用しながら、分けた形で避難所運営をしていかなければならないのではないかと思っているところでございます。

あと、福祉避難所の関係もございました。これについては、現在4カ所、南北のコミセンとふれあいセンター、それと国の施設ですけれども、ウォーターヒルズスクエア、この4カ所を一応福祉避難所という形で指定はしておりますけれども、やはりメインはふれあいセンターになるのではないかという思いはしているところでございますけれども、設備等々を考えるとそういうのを優先的に福祉避難所として活用しながら進めていければと思っていますところでございます。

それから、避難所運営ゲームの関係でございます。先ほど1回目の答弁でもしましたけれども、担当者が1回しかまだやっていないということでございます。出前講座等々でも周知しながらと思えますし、先ほどもお話ししましたけれども、自主防災組織がつくれている町内会の皆さんにはぜひこういう訓練もやりませんかご紹介しながら、積極的にこの普及に努めてまいりたいと思うところでございます。

それから、ブラックアウトにおいて顕在化した課題、今後の考え方だと思いますけれども、実際本当に全国各地で毎年のように災害が起こっております。自治体職員がどういう動きをしていたですとか、いろいろなニュースで見えております。そういうのも参考にしながら、よそのまちを参考にすることもどうかと思えますけれども、やはりそれぞれ起こった災害に対してどう行っているかというのは十分原課で見ながら、当市において使える部分については積極的に加えながら防災対策をしてまいりたいと思うところでございます。

それから、災害時業務継続計画の関係でございますけれども、災害に対する初期的な部分については、ご指摘のとおり計画的にあるのですけれども、これが長期的な部分になりますと、市民サービスをどうしていくかという部分はまだまだ十分な計画になっていないところでございます。特に電算システムを中心として業務が行われておりますので、それをどう復旧させるか、いつの時点で市民サービスがそれを使ってやれるかというのは、まだ十分できていないところであります。積極的に今準備というか、検討しているところでございますので、もう少し時間がかかると思っておりますけれども、早期にそういう部分についても計画を立てていきたいと思っておりますところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今答弁にもあったように、私の周りでも声をかけてもなかなか防災訓練、避難訓練といったものに参加してくれる方、いろいろ忙しいですとか、自分には行かなくても大丈夫と思っている方もいるのですけれども、ただ今年の、9月6日のブラックアウトが起きて、流通がとまって、コンビニとかに行っても物が手に入らないとか、そういうことになってくるとどこで炊き出しをやっているのだとか、あのときにはそんな長期的なものもなかったので、それはなかったのですけれども、今後は3日でも4日でもそういうふうな停電が続いたりとか、または道路網が寸断される、この辺が無事でも大きな供給をしているインフラや工場が停止してしまうと物流で物が入ってこなくなる可能性もありますので、やっぱり防災訓練というのは有用なものなのだろうなと。それをどう市民の皆さん

にわかってもらおうかといったときに、必ずしも行政だけではなく、我々議員も市民の代表ですから、各個別のいろいろな市民の方とお会いしたときにそういったことを周知していく役割も担っているのだらうとも思います。ただ、さりとて知識の普及や教育活動といったようなものも粘り強くやっていかないといけないわけでありますので、その辺はよその自治体ばかりを参考にするというわけではないのですけれども、どこも自治体という枠組みの中では皆さん四苦八苦しているところは多分共通の課題としてあるのかと思っておりますので、その辺はよその自治体の事例も参考にしながら砂川市流にアレンジをして、しっかりと周知を活動をしていっていただきたいと思えます。

それから、ペットの関係なのですけれども、答弁としては模範的な答弁で、そのとおりなのですが、ただ先ほども申しましたように今の社会はペットも家族で、犬や猫を飼っているご家庭というのは非常に数多くいると。災害が発生したときにペットの犬や猫だけを家に置いて避難所に来るという方も少ないと思うのです。過去に熊本で地震が発生したときに車中泊をして、その方がペットを飼っていたかどうかはわからないのですけれども、ペットを飼っている方は車中泊をしている方が多いと。避難所に入ると、鳴き声とかで迷惑をかけてしまうといったところがあるので、車中泊をしてエコノミー症候群でお亡くなりになったケースがありました。ですので、車の中というのは寝るには余り快適な環境ではありません、特に乗用車なんかは。今はそういったことがなかなか実例としてもないので、第一義的には飼っている方の責任というのはそのとおりなのですけれども、ただペットも命ですから、一緒に避難してきたときにどうするかといったことは、場合によっては福祉避難所と同じようにペットを連れて避難してきた人だけを集める避難所といったものも開設することもできる可能性はあるのかと思えますので、最初から結論ありきではなくて、その辺も柔軟に検討を加えていただきたいと思えます。

それから、福祉避難所の関係も先ほどの答弁でわかったのですが、ただ一方で皆さん近場の福祉避難所に行こうかと思うのですけれども、先ほど答弁にあったように4カ所の中でもやっぱりふれあいセンターが一番いいのかとは思いますが、施設的にも。だとするならば、例えば南北コミセンやウォーターヒルズに避難した人をふれあいセンターのほうがいいですよといった形で誘導することがあってもいいと思えますし、そこら辺というのは災害時に混乱していると思うのですけれども、常日ごろからしっかりとしたマニュアルをつくる、それから連携の訓練を積むことによって避難誘導も迅速にできると思えますので、避難民に対する情報提供、それから市の災害が発生している状況を対外的、災害が発生していない地域に情報提供することも必要なのですけれども、その情報提供のあり方といったものを今現在どう考えているのかをお伺いをしたいと思います。

それから、避難所HUGゲームの普及もこれも進めていただけたらいいですし、災害時業務継続計画については今取り組んでいるということでわかりましたので、その1点だけ再質問としてこの項目についてお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、福祉避難所の運営についての部分かと思います。基本的には避難所、避難場所を第一義的には開設するという準備で対策本部的には考えるべきものと思っているところでございます。その中で期間が長期的という判断になったときに、福祉避難所として4カ所ありますけれども、どこを優先するかというのは今ほど議員さんからあったとおりふれあいセンターを優先するのが私もいいのかと思っているところでございます。その中で、そういう体が不自由な方などに集中的に避難してもらうというのは、一度避難所に来てからというのが基本的な考えかと思っているところでございますので、その辺については一度避難所に来た人たちを誘導するという部分は、避難所の運営計画の中でしっかり検討しておりますので、その辺は十分かと思えますし、最初から福祉避難所に行きたいのだというところがあると、避難所12カ所あける準備をしている中で福祉避難所も一緒にあけるというのはなかなか技術的には難しいかと。実際になったときに難しいかと思えますので、福祉避難所は避難所があいた後に検討するものという形をとっておりますので、情報提供についても一応は避難所の運営の中で福祉避難所が必要な場合はという運営をしていきたいと思っております。

それから、1点、ペットの関係の集中してというお話もありましたけれども、場所的にそういう部分だけを一つにまとめるというのは、なかなか今の現状では難しいのかと思えます。避難所それぞれで先ほども話したように教室だとか分かれている部屋、それから特に車中でも大きい車に乗っている方は車中で全然構わないのだということもあります。ただ、避難場所とするグラウンドだとか駐車場にある車に対しても避難所と同じような当然食事関係のサービスとかは滞りなくやれるのでないかと思っておりますので、その辺は心配ないものかと思っておりますので、了解をお願いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 可能性を想定したらいろいろな事例は出てくるのですけれども、私でも容易に想定できる事例であれば、皆さん方はプロですから、もっと想定できるのだろうと思えますけれども、車で必ずしも避難できる状況かどうかというのは、地震の規模によっては道路が寸断されたりとかすると難しいところもありますので、その辺はあくまでも今の答弁は一例のものであって、それが普遍的だとは思っておりませんので、その場、その場でのケース・バイ・ケースによってしっかりと対応していただきたいと思えますし、場所的なものが難しいのであれば既存の建物の中でのゾーニングをしっかりとやっていただきたいと思います。

それから最後に、大きな3点目、教育委員会に移りますけれども、この小中連携及び小中一貫教育の話については、質問の通告の中にも書いたのですが、今砂川市教育委員会でやっている市内小中学校の適正規模・適正配置を考えるの中であらわれているのです。この適正規模、適正配置といったものが必ずしも結論ありきの学校の統廃合ではないとは

思っておりますが、ただそれとは別としても文部科学省のほうでも小中一貫教育、あるいは小中連携の推進をしているわけですから、この取り組みというのは先ほど1回目の答弁ではこれからも進めていくということなのですけれども、せっかくいろいろないいことをやっているのですが、残念ながら市内的にはその小中連携の取り組みが余り具体的に見えていないと。やっていることはやっているという答弁でわかったのですけれども、もっと拡大していくときっと多くの保護者の方や一般市民の方の目にも触れますし、どうも学校とか公務員の皆さんそうなのですけれども、PRが下手かなと。せっかくいいことをやっているのだったら、そのいいことをやっている取り組みといったものはもっと市民の皆さん、別にお子さんがある世代ではなくてもいいのですけれども、教育にも砂川市はしっかり力を入れているのだよといったことをPRする必要があるかと思っています。その辺どのようにお考えになるのかを聞きたいと思ひますし、小中一貫校の云々の話というのは、先ほどいろいろな課題がありましたけれども、まだこれも導入するかどうかというのは学校の適正規模、適正配置が今検討が行われている中で、資料の中でもこういったこともあるよと書かれている段階ですから、これについては今具体的な答えというのは特にないかと思うのですけれども、ただ将来的には砂川市として子供の数も減っていく中でこういった学校の導入については、その目指す方向性としては視野に入っているのかどうかということなのですけれども、その辺というのは非常に大きな政策的な話になってくるので、この点については教育長にお伺いをしたいと思うのですけれども、その2点について再質問としてお伺いをしたいと思ひます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 1回目でご答弁申し上げた小中連携、それから乗り入れ授業等を行っている。砂教研においても学力向上の関係の小中連携を行っているという取り組みのPRというか、見えないというご質問だったと思ひますけれども、これについては一般の保護者の方とかは入らない会議というか、そういう集まりの中なものですから、なかなかやっている状況のその場面を公開するとかということにはならないと思ひますけれども、基本的には教員同士、学校同士の連携ということで、その対象となる職員の中でやっておりますので、現段階で外に出してPRというのは考えていないのですけれども、小中一貫教育のそこに進めるためにもその連携というのは当然必要ですから、そのやっている姿のPRとかそういう周知については、検討をさせていただきたいと思ひます。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 小中一貫の考え方、方向性ということですが、小中連携と小中一貫というのはひとつ切り離していくと。小中連携は、今でもやっていますし、これからもどんどんできますし、実際には幼稚園、保育所等も含めた幼小連携ですとか、あるいは中学校、高校との中高連携ですとか、これも検討したり、模索をしたりということで行っていますので、小中一貫という話でいきますと、ご質問では義務教育学校

というのがありましたけれども、例えば今現在の砂川市に当てはめるとすると、砂川中学校校区、小学校3校と小中一貫をすとか、石山中学校校区、小学校2校と小中一貫をすとか、こういうパターンと、道内では多くあるのが隣接をして、そこで小中一貫をする。先ほどの義務教育学校は、小学校と中学校が1校になっていて、校長が1人で行うと。いずれにしても、それは9年間で1つの教育課程で行うことになりますので、実際には小中連携では限界があるといえますか、実際に小学校から中学校に上がっていくときの中1ギャップと呼ばれているものがあつたり、例えば小中一貫であれば中学校の教員が小学校に乗り入れるだけではなくて、小学校で教科化をして、この教科は小学校では担任ではなくて専門の教員が教えるのだとかいろいろな手法がありますので、ただ、今適正配置を考えている中においては、今の現状で小中一貫をするとすれば、これからまだ何年もかかってしまうと。そうであれば、適正配置を見据えた中で小中一貫もそこに向けて考えていくというのが今の基本的なスタンスでありますし、ただ小中一貫については道内でも全国でも行われていますけれども、その地域、その地域に根差した考え方がありますので、これは他の先進事例も多く参考にしながら、それを砂川市にどう合わせていくかということがありますので、こちらのほうも少し時間をかけながら、将来的には小中一貫に進めるべく考え方を持っているというところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 学校の適正規模、適正配置の今検討が行われて、次の新年度にはある一定の方向性が出ると思うので、それはまた議会とか委員会とかいろいろな場で議論がされていくことになると思いますけれども、特にお子さんをお持ちの方というのは学校の配置については気にかけることがあるので、その辺は市民の皆さんにも随時情報を提供しながら、お互い最初の入り口でボタンのかけ違いが生じないように、感情的なしこりが残らないようにしっかりと説明を丁寧に進めていっていただきたいと思います。

それから、PRの関係なのですけれども、これもきょうの地元新聞、プレス空知さんでしたか、出ていたのは、岩見沢で今小中一貫校のモデル校があつて、教職員が研修を合同で行ったと。130人それで集まりましたという記事で出ているわけです。先ほど対内的なものだから、外に出すものはないのだよとおっしゃいましたけれども、あそこはモデル校だから記事になったのかもしれませんが、そうやって出すだけでも今取り組みはやっているのだということも言えますので、ぜひとも検討して、対外的にしっかりと砂川市も教育には力を入れているのだといったことを示していただきたいと思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 一般質問は全て終了いたしました。

10分間休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

- ◎日程第2
- 議案第13号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
  - 議案第25号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
  - 議案第7号 平成31年度砂川市一般会計予算
  - 議案第8号 平成31年度砂川市国民健康保険特別会計予算
  - 議案第9号 平成31年度砂川市介護保険特別会計予算
  - 議案第10号 平成31年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第11号 平成31年度砂川市下水道事業会計予算
  - 議案第12号 平成31年度砂川市病院事業会計予算

○議長 飯澤明彦君 日程第2、議案第13号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第7号 平成31年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成31年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成31年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 平成31年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 平成31年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 平成31年度砂川市病院事業会計予算の19件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第13号、第14号、第15号、第16号を順次ご説明申し上げます。

議案第13号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の規定による議会の議決すべき事件について総合計画の基本構想の策定等を加えるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要について若干説明させていただきます。これまでの総合計画につきましては、地方自治法において計画の基本的な部分である基本構想について議会の議決を経て策定することが義務づけられておりました。平成23年5月の法改正により、法的な策定義務がなくなったところでございます。しかし、総合計画は、まちづくり指針を定める最上位の計画であることから、引き続き策定を行うこととしますが、策定に当たっては行政や一部の市民によってのみ策定されたのではなく、市全体の総意により策定されたものであることを裏づけするためにも市民の代表である議会の承認を得ることは必要かつ重要なものであるため、本条例を改正し、議決すべき事件とするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第13号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、趣旨の定めであり、「地方自治法」の前に読点を加え、条文の適正化を図るものであります。

第2条は、議決すべき事件の定めであり、「次」の前に読点を加え、同条第1号を同条第2号とし、第1号として本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止することを加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、広報区における世帯数の減少及び住民の高齢化に伴い、委嘱要件を緩和し、広報委員の担い手不足を解消するとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、広報区の定めであり、「別表のとおりとする」を「規則で定める」に改めるものでございます。

第4条は、広報委員の委嘱の定めであり、第2項として、前項の規定にかかわらず、市長は、当該区域内の住民の中から委嘱することが困難な場合には、当該区域外の住民の中から委嘱することができるとする1項を加えるものであります。

別表（第2条関係）は、広報区とその区域表であり、規則で定めることとしたことから削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、事務事業量に見合った人員配置に伴う市長の事務部局の職員の増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対

照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員の定数の定めであり、第1号の市長の事務部局の職員定数について165人を5人増員し、172人に改めるものであります。その内訳であります。アの一般会計に属する職員定数について155人を5人増員し、160人に改めるものであります。

市長の事務部局につきましては、事務事業量に見合った職員の配置や新たな行政課題に対応するための職員の配置を予定していることから、定数を5人増員するものでございます。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条項を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第16号 附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、条例で定める教育施設についての定めであり、第4条中「の各号」を削り、同条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改めるものでございます。

附則として、第1項は、この条例の施行期日についての定めであり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置についての定めであり、この条例による改正後の砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学の置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとするを定めたものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から保健福祉部所管の議案第17号、議案第18号、議案第21号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第17号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、学校教育法の一部を改正する法律が公布されたことにより放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、職員の要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。改正の内容につきましては、3ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第10条は、職員の定めであり、第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、健康増進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例であります、初めに今般の健康増進法の一部改正に係る概要についてご説明申し上げます。平成30年7月25日に公布された健康増進法では、従来の受動喫煙の定義が改められるとともに、望まない受動喫煙を防止するため国及び地方公共団体の責務が定められたほか、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について改正されたところであり、段階的に施行され、平成32年4月1日に全面施行となります。このうち国及び地方公共団体の責務につきましては、本年1月24日から施行され、学校、病院、児童福祉施設等及び行政機関における喫煙の規制等につきましては、本年7月1日から施行されるものであります。

続きまして、改正の内容につきましては、3ページ、議案第18号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にてはアンダーラインを付しております。

第11条は、受動喫煙の防止対策の推進の定めであり、第1項中「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる」を「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる」に、「第25条に定める公共施設等」を「に定める特定施設等」に、「の推進に努めるものとする」を「を推進するよう努めなければならない」に改め、同条第3項中「前項の規定により」を「特定施設等の管理を行う者及び」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「従業員及び当該施設を利用する者」を「従事する従

業員」に改め、「の趣旨」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に第2項、特定施設等の管理を行う者は、当該特定施設等を利用する者について、健康増進法その他の関係法令に則り、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるものとするを加えるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例による改正後の砂川市がん対策推進条例第11条の規定の適用については、平成32年3月31日までは、同条中「特定施設等」とあるのは「多数の者が利用する施設」とするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。消費税率の引き上げにあわせて国が低所得者対策として実施する第1号保険料の軽減措置について保険料率を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。初めに今回の改正の経緯についてご説明申し上げます。消費税を財源とする公費が投入され実施する低所得者の第1号保険料の軽減措置につきましては、平成27年4月から一部が実施されているところでありますが、本年10月より消費税率が10%に引き上げられることから、さらなる軽減強化が行われるものであります。なお、平成31年度の軽減強化に係る軽減幅につきましては、消費税率の引き上げが本年10月となることから、32年度以降の完全実施時の半分となるものであり、保険料率は第1段階につきましては基準額の0.375、第2段階につきましては基準額の0.565、第3段階につきましては基準額の0.725としたところであり、平成32年3月定例会におきまして完全実施による保険料率改正のための条例改正案を再度上程する予定であります。

続きまして、改正の内容につきましては、3ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第4条は、保険料率の定めであり、第2項中「所得の少ない第1号被保険者」を「前項第1号に掲げる第1号被保険者」に、「前項第1号に該当する者の平成30年度」を「31年度」に、「2万4,800円」を「2万700円」に改め、同条の次に第3項、前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万700円」とあるのは、「3万1,100円」と読み替えるものとする。第4項、第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料

の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万700円」とあるのは、「4万円」と読み替えるものとするを加えるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、規則で定める日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、改正後の第4条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私からは、市民部所管の議案についてご説明申し上げます。

議案第19号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、学校教育法の一部を改正する法律が公布されたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、技術管理者の資格要件を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第19号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、技術管理者の設置の定めであり、第3条中「（以下「管理者」という。）」を削るものであります。

第4条は、技術管理者の資格の定めであり、第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加えるものであります。

同じく第7号中、「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加えるものであります。

第6条は、施行細目の定めであり、見出しを委任に改め、同条中「ついで」を「関し」に、「市長が」を「規則で」に改めるものであります。

次ページになります。附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第20号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、中空知広域水道企業団において水道料金算定のための検針方式を改めることに伴い、砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個別排水処理施設条例の一部改正であります。第13条は、使用料の算定の定めであり、第1項中「の基本料金と超過料金の合計額」を「に算定した基本料金と超過料金の合計額(以下「合計額」という。)」に改め、第2項を第4項とし、次の2項を加えるものであります。第2項を前項の規定にかかわらず、中空知広域水道企業団が計量した水道の使用水量に基づき算定する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とするとし、第1号として計量を行わない月(以下「推定月」という。)汚水排出量(次条に規定する汚水排出量をいう。以下この条において同じ。)をその直前の2か月分の汚水排出量の2分の1に相当する排出量(当該排出量に1立方メートルに満たない端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)とし、これを推定月分の汚水排出量とみなした合計額、第2号として計量を行う月(以下「計量月」という。)2か月分の汚水排出量を各月均等に使用したものとみなし、それぞれの月の合計額の合算額から、その直前の推定月分の使用料を控除して得た額(当該合算額が当該使用料の額を下回る場合にあっては、0円。)この場合において、各月均等に使用したものとみなした1か月分の汚水排出量に1立方メートルに満たない端数が生じたときは、推定月分の汚水排出量に生じた端数を計量月分の汚水排出量に加えるものとする。と定め、第3項を前項第2号括弧書に規定する場合においては、当該下回った額について、直前の推定月の料金の額を更正するものとする。と定めるものであります。

第14条は、汚水排出量の定めであり、第3項中「算定する」を「計量した」に改めるものであります。

第2条は、砂川市下水道条例の一部改正であります。第19条は、使用料の算定の定めであり、第1項中「の基本料金と超過料金の合計額」を「に算定した基本料金と超過料金の合計額(以下「合計額」という。)」に改め、第2項を第4項とし、次の2項を加えるものであります。第2項を前項の規定にかかわらず、中空知広域水道企業団が計量した水道の使用水量に基づき算定する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とするとし、第1号として計量を行わない月(以下「推定月」という。)汚水排出量(次条に規定する汚水排出量をいう。以下この条において同じ。)をその直前の2か月分

の汚水排出量の2分の1に相当する排出量（当該排出量に1立方メートルに満たない端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）とし、これを推定月分の汚水排出量とみなした合計額、第2号として計量を行う月（以下「計量月」という。）2か月分の汚水排出量を各月均等に使用したものとみなし、それぞれの月の合計額の合算額から、その直前の推定月分の使用料を控除して得た額（当該合算額が当該使用料の額を下回る場合にあっては、0円。）この場合において、各月均等に使用したものとみなした1か月分の汚水排出量に1立方メートルに満たない端数が生じたときは、推定月分の汚水排出量に生じた端数を計量月分の汚水排出量に加えるものとする。と定め、第3項を前項第2号括弧書に規定する場合においては、当該下回った額について、直前の推定月の料金の額を更正するものとする。と定めるものであります。

第20条は、汚水排出量の定めであり、第3項中「算定する」を「計量した」に改めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、平成32年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、第1条の規定による改正後の砂川市個別排水処理施設条例第13条及び第2条の規定による改正後の砂川市下水道条例第19条の規定は、平成32年5月1日以後に中空知広域水道企業団が使用水量を計量した日（以下「計量日」という。同日が計量月である場合にあっては、同年6月1日以後に最初に到来する計量日）に計量した使用水量に基づき算定する使用料から適用し、これらの計量日前に計量した使用水量に基づき算定する使用料については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福土勇治君（登壇） 私から経済部所管の議案第22号、議案第25号について順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第22号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条項を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第22号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、徴収の根拠の定めであり、「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改めるものであります。

第3条は、特別徴収金の定めであり、第1項本文中「その第3条」を「、法第3条」に、「とした」を「をした」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市ふるさと活性化プラザ条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市ふるさと活性化プラザであり、所在地は砂川市北光336番地7であります。

2、指定管理者の名称は、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社であります。

3、管理を行わせる期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市ふるさと活性化プラザにつきましては、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社が指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から議案第23号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、学校教育法の一部を改正する法律が公布されたことにより水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されたことに伴い、水道技術管理者の資格要件を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第23号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、水道技術管理者の資格の定めであり、第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第6号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第7号中「学科目を修めて卒業した」の次に「（当該学科目

を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。第9号において同じ。）」を加え、次のページになります。同条第9号中「前号」を「第7号」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 議案第24号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市地域交流センター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市地域交流センターであり、所在地は砂川市東3条北2丁目3番地3であります。

2、指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3、管理を行わせる期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市地域交流センターにつきましては、特定非営利活動法人ゆうが指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 議案第7号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第7号の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第7号 平成31年度砂川市一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億6,900万円と定めるものであります。この予算は、平成30年度当初予算と比較しますと2億600万円の減となり、対前年比で1.7%の減となったところであります。

第2条は、債務負担行為であります。9ページ、第2表、債務負担行為に記載のとおり、市史編さん委託（消費税増税分）について期間を平成31年度から平成33年度まで、限

度額を31万6,000円と定めるものであります。

第3条は、地方債であります。10ページ、第3表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下4件について限度額の合計を8億6,190万円と定めるものであります。

第4条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、予算編成方針の25ページに平成31年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明いたします。

歳出のほうから説明いたしますので、29ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきましては事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示としたところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をまいります。

1款議会費は1億220万2,000円で、前年度と比較して46万2,000円の増となります。

1目議会費の一つ丸、議会の運営に要する経費で備品購入費7万5,000円は、各委員会等で使用しているレコーダーが劣化しているため更新し、議会活動の広報、記録をするためデジタルカメラを購入するものであります。

2款総務費は5億3,684万8,000円で、前年度と比較して4,097万1,000円の増となりますが、主な要因につきましては、ふるさと応援寄附金に要する経費で5,365万5,000円の増、財産管理に要する経費で4,589万3,000円の減、財務会計システムに要する経費で2,025万円の増、知事・道議選挙の執行に要する経費で735万8,000円の皆増、市長・市議選挙の執行に要する経費で2,642万3,000円の皆増、参議院議員選挙の執行に要する経費で1,472万4,000円の皆増などによるものであります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。1目一般管理費の一つ丸、秘書事務に要する経費で備品購入費63万6,000円は、表彰条例に基づく市政功労賞について新たに30個を作成する経費であります。同じく一つ丸、庶務事務に要する経費で備品購入費9万2,000円は、庁舎内に設置していますAED本体等の更新に係る費用であります。同じく二重丸、市史編さんに要する経費904万2,000円は、平成元年度以降の出来事を取りまとめ、平成の市史を編さんするために編さん事業を委託するもので、債

務負担行為3年の事業として委託する経費及び市史編さん委員会委員の委員報酬、その他の経費であります。

2目文書広報費の一つ丸、広報業務に要する経費で広報システム使用料52万4,000円は、現在の広報作成ソフトのサポート、販売が平成30年度中に終了していることや今後更新する予定であるパソコンのOSがウィンドウズ10であり、現在のソフトではOSに対応していないことからソフトを更新する経費であります。

4目会計管理費の一つ丸、会計事務に要する経費で指定金融機関派出事務取扱手数料100万円は、指定金融機関における人材確保と人件費コストを考慮し、庁舎内の北洋銀行派出窓口の事務取扱手数料を新たに負担するものであります。

5目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で用地買収費3,010万円は、北光公園景観確保等多目的オープンスペースとして平成21年度に財務局より土地開発基金にて購入し、平成25年度から公募にて売却を募集しているもので、平成31年度以降も売却を予定しており、購入希望があった際すぐに売却が進められるようあらかじめ一般会計において購入するものであります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で備品購入費77万8,000円は、災害時に広報車として出動する公用車6台分の車載用拡声機を購入するものであります。車両購入費184万2,000円は、平成29年4月にB&G財団を通じて3年間無償貸与された電気自動車は平成31年度末で貸与期間が終了となるが、引き続き電気自動車を配置することとし、貸与期間終了と同時に購入するものであり、土木課所管の北光公園維持管理業務に使用している軽トラック車両は平成31年において14年が経過し、走行距離は12万キロを超えていることから軽トラック車両を更新するものであります。

6目企画費の二重丸、第7期総合計画策定に要する経費476万円は、第6期総合計画が平成32年度で終了することから、引き続き平成33年度より計画的な行政を推進していくため、砂川市の最上位計画となる新しい総合計画を策定するための委員報酬、市民意識調査委託料及びその他の経費であります。

8目交通安全推進費の一つ丸、交通安全推進に要する経費で交通安全施設等整備委託料165万3,000円は、市内に設置しているカーブミラーのうち、さびや老朽化等により更新の必要がある33基を3年計画で整備しているものであり、平成31年度は11基を整備する経費でございます。

10目市民生活推進費の二重丸、旧焼山線バス代替タクシー運行に要する経費184万8,000円は、JR歌志内線廃止の代替バス路線である中央バス焼山線バスの運行廃止に伴い、焼山線沿線町内会区域の市民に対して新たな交通手段を確保するため、タクシー利用運賃の一部を助成するものであります。同じく一つ丸、東地区コミュニティセンターの管理に要する経費で管理委託料20万5,000円は、施設規模が大きいコミュニティセンターについて光熱水費の負担が高額となっていることから、光熱水費等の一部を委託

料として負担するものであります。

1 1 目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費で備品購入費2, 348万9, 000円は、セキュリティー上の安全性を確保するため、OSの保守サポート終了期限が近づいている情報系のパソコンの端末機器を更新する経費であります。

1 2 目電算管理費の一つ丸、財務会計システムに要する経費でシステム更新委託料2, 024万円は、現在の財務会計システムは平成16年に導入いたしました。平成31年12月をもってサポートが終了することから、新たな財務会計システムを導入する経費であります。

1 5 目庁舎建設事業費の二重丸、庁舎建設事業費1, 926万3, 000円は、平成31年度からの建設工事着手に向けた基本設計、実施設計を行うものであり、設計業務は平成29年度から平成31年度までの継続事業であり、3年度目の業務として実施設計の業務に係る経費であります。

1 目徴税費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費で土地鑑定評価委託料334万3, 000円は、固定資産税における土地の評価額は適正な時価によるものとされ、地価公示価格、地価調査価格のほか不動産鑑定士による鑑定評価額から求め、その価格を活用することとされているため、平成33年度の評価がえに向け96地点を鑑定評価する委託料であります。同じく一つ丸、市税の徴収事務に要する経費で地方税共通納税システム導入委託料146万3, 000円は、全地方公共団体への電子的納税が可能である地方税納税システムを構築し、平成31年10月から実施するため、端末の改修を行うものであります。

1 目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、旅券事務に要する経費で備品購入費35万7, 000円は、IC旅券用交付窓口端末機一式について耐用年数を迎えることから更新するための経費であります。

2 目知事・道議選挙費の二重丸、知事・道議選挙の執行に要する経費735万8, 000円、3 目市長・市議選挙費の二重丸、市長・市議選挙の執行に要する経費2, 642万3, 000円は、4月に実施される各選挙の執行に要する経費であります。

同じく4 目参議院議員選挙費の二重丸、参議院議員選挙の執行に要する経費1, 472万4, 000円は、7月に実施が予定されている参議院議員選挙を執行する経費であります。

3 款民生費は20億1, 737万4, 000円で、前年度と比較して1, 036万9, 000円の増となりますが、主な要因につきましては、精神障害者福祉費の自立支援給付費の1, 408万6, 000円の増、児童福祉総務費の児童手当2, 001万5, 000円の減、児童扶養手当3, 130万1, 000円の増、子育て支援費の施設型給付費負担金2, 187万1, 000円の増、保育所費の保育所の運営管理に要する経費1, 841万7, 000円の減、扶助費の生活保護費1, 294万1, 000円の減によるものでございます。

1目社会福祉総務費の一つ丸、民生委員の活動に要する経費で退任民生委員記念品13万円は、民生児童委員、主任児童委員の3年ごとの一斉改選に際し、退任される方に記念品を贈呈するためのものであります。同じく二重丸、プレミアム付商品券事業に要する経費869万3,000円は、平成31年10月1日より実施される消費税、地方消費税率引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者、子育て世帯向けのプレミアムつき商品券を発行するための事務経費であります。

2目障害者福祉総務費の一つ丸、障害者福祉システムに要する経費で備品購入費91万1,000円は、OSの保守サポート終了期限が近づいている障害者福祉システム用パソコンを更新する経費であります。

6目老人福祉費の一つ丸、在宅老人対策に要する経費で備品購入費60万7,000円は、OSの保守サポート終了期限が近づいている高齢者台帳システム用パソコンを更新する経費であります。

1目児童福祉総務費の一つ丸、母子父子福祉に要する経費で児童扶養手当システム改修委託料293万9,000円は、児童扶養手当法の改正に対応するため、現行システムを改修するための経費であります。

3目子ども発達支援費の一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費で備品購入費79万2,000円は、OSの保守サポート終了期限が近づいている子ども通園センター業務用パソコンを更新する経費であります。

次に、30ページでございます。4目子育て支援費の二重丸、子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費309万4,000円は、子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て支援事業計画を策定するための経費であり、委員報償費、策定委託料及びその他の経費であります。

5目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費でシステム改修委託料54万8,000円は、幼児教育無償化に伴う保育システム改修委託料であり、備品購入費68万2,000円はOSの保守サポート終了期限が近づいているため、保育所用パソコンを更新する経費であります。

4款衛生費は7億2,703万5,000円で、前年度と比較して6,076万3,000円の減となりますが、主な要因につきましては、合同墓造成工事費945万円の皆減、砂川地区保健衛生組合負担金4,291万4,000円の減、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金2,372万5,000円の減、ごみ収集運搬委託料907万1,000円の増によるものでございます。

1目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム改修等委託料97万9,000円は、健康管理システムについて地域保健、健康増進に関する報告事項の改正に伴う改修が必要となったものであり、母子保健情報システム改修委託料85万4,

000円は母子保健情報の利活用を推進するため、乳幼児健診の受診情報などを転居時に市町村間で引き継ぎ、個人の健康情報を一元的に確認できるよう現在の健康管理システムを改修するものであり、備品購入費170万6,000円はOSの保守サポート終了期限が近づいているためパソコンを更新する経費であります。

5款労働費は1,167万5,000円で、前年度と比較して30万2,000円の増となります。

1目労働諸費の二重丸、若年者就労支援事業に要する経費106万円は、市内企業の人材不足や育成など雇用に係る課題を明らかにし、解決する手法を学び、企業のワークライフバランスの推進や市内企業の魅力発信を行うとともに、若者のキャリアデザインを推進することで地元での雇用創出を図るための講師謝礼、企業PRパンフ作成、企業見学のためのバス借り上げ料などの経費であります。

6款農林費は9,391万円で、前年度と比較して798万3,000円の増となります。主な要因は、地域おこし協力隊に要する経費370万3,000円の増、農業農村整備に要する経費1,170万1,000円の増であります。

1目農業委員会費の一つ丸、農業委員会の運営に要する経費で農地台帳システム改修委託料21万6,000円は、新元号への改正に対応するため、現行システムを改修するものであります。

2目農業振興費の一つ丸、地域おこし協力隊に要する経費で地域おこし協力隊員報償398万4,000円は、地域おこし協力隊制度を活用し、農業の担い手不足を解消するため、3年間の地域協力活動により就農、定住、定着を図るため、地域外の人材を受け入れるものであり、協力隊員2名分の報償費であります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で東豊沼地区農業用排水路測量設計委託料1,250万円は、集中豪雨により雨水流量が既存排水路の排水能力を上回り、農地や豊栄町内の住宅地に浸水被害をもたらしていることから、農業用排水路のルート変更と排水断面の改修を行うための調査測量及び実施設計委託料であり、東豊沼地区農業用排水路地質調査委託料150万円は工事のための地質調査費であり、農業土木積算システム使用料24万2,000円は委託料及び工事費の積算に必要な積算システムの使用料であります。

1目林業振興費の一つ丸、林業振興対策に要する経費で市有林整備委託料228万5,000円は、平成30年に伐採した箇所は新たに植林を実施し、平成29年に植林した箇所は下刈りを実施するものであります。

7款商工費は1億3,817万7,000円で、前年度と比較して150万4,000円の減となります。主な要因は、商工業振興対策に要する経費で4万1,000円の減、地域おこし協力隊に要する経費で576万4,000円の増、活性化プラザの管理に要する経費で239万2,000円の減によるものであります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で商業街路灯無電柱化工事費補助金669万円は、国道12号の共同溝工事に伴い、本年度工事対象区間にある各商店会が管理する商業街路灯8灯への電線を地中から引く工事を各商店会が実施することとなるため、その工事費用を対象商店会へ全額補助するものであります。

3目観光費の二重丸、ふるさと名物を活用した観光振興事業に要する経費1,031万6,000円は、官民協働で砂川の魅力再発見や地域課題の分析調査を行い、砂川市の観光コンセプトを策定し、事業を実施、検証しながら効果的なプロモーションを実施し、砂川スイーツのブランド力向上を図るとともに、観光客の受け入れ体制の整備や農商工連携による新商品開発などを総合的に推進する事業を行うものであり、講師謝礼、旅行雑誌等への広告料、滝川砂川着地型観光推進協議会負担金ほかインバウンド受入協議会への補助金、その他の経費であります。

8款土木費は11億1,309万円で、前年度と比較して2億2,087万8,000円の減となりますが、主な要因につきましては、道路橋梁新設改良事業費8,114万2,000円の減、旧オアシスゴルフ場原状回復工事2,800万円の皆減、市営住宅の長寿命化改善工事など工事費8,919万6,000円の減、改良住宅の公園環境整備工事などの工事費4,420万9,000円の皆減によるものであります。

1目土木総務費の一つ丸、土木事務に要する経費で全国積雪寒冷地帯振興協議会負担金3,000円、全国雪寒都市対策協議会負担金5,000円は、負担金の徴収を中断していたものが徴収を再開することとなったことによるものでございます。

2目道路橋梁維持費の二重丸、道路橋梁修繕工事費7,650万8,000円は、2橋の橋梁修繕工事費であります。同じく一つ丸、土木業務車の運行管理に要する経費で運行管理委託料140万6,000円は、土木業務車の整備管理業務及び夏季の土木業務車による道路維持作業を委託するものであります。

次に、31ページになります。3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費3億3,650万1,000円は、記載のとおり、6路線の改良舗装工事、下吉野橋かけかえ工事に係る工事費、委託料、公有財産購入費及び補償料に加え、来年度以降に工事を実施する1路線の委託料などであります。

1目都市計画総務費の二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費1,027万6,000円は、JR砂川駅の上りプラットホームの待合環境を改善する待合室の設置のため、債務負担行為により実施する2年次分の工事費負担金及び引き続きエレベーター設置についてJRと協議するための旅費であります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で工事請負費8,111万9,000円は、長寿命化等を図る北光団地屋根・外壁改善工事、住みかえに伴い用途廃止した住棟を解体する宮川・豊栄団地解体工事を行うものであります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費5,100万円は、

砂川市住生活基本計画に基づき、定住促進とまちなか居住の誘導及び良質なストック形成、地元企業の利用促進を目的とするハートフル住まいるプロジェクトの高齢者等安心住まいる住宅改修補助金、永く住まいる住宅改修補助金、まちなか住まいる等住宅促進補助金、空き家の予防を目的とする老朽住宅除却費補助金、自然エネルギーの活用の促進を目的とする住宅用太陽光発電システム導入費補助金であります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費1,410万8,000円は、住み替え支援プロジェクトとして高齢者等世帯と子育て世帯等の住宅規模のミスマッチの解消に寄与するため、住みかえ及び移住、定住の促進を図る登録物件促進補助金、子育て支援や若年夫婦の住みかえを支援する同居近居促進補助金、子育て支援補助金であります。

9款消防費は3億7,427万4,000円で、前年度と比較して435万1,000円の減となりますが、主な要因につきましては、砂川地区広域消防組合負担金の1,036万3,000円の増、災害対策に要する経費の備品購入費1,352万5,000円の減によるものであります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で避難場所標識設置委託料10万円は、指定緊急避難場所として北地区コミュニティセンターを新たに指定したことから地域住民に周知するため標識を設置するものであり、備蓄品購入費30万8,000円は非常用備蓄食料品を更新するものであります。また、備品購入費103万2,000円は、停電時における避難所の運営のためLEDスタンドライト及びストーブを購入し、また断水時に混乱を避け公平に給水する体制を整えるため、給水袋を購入するものであります。

10款教育費は4億8,169万9,000円で、前年度と比較して1億233万4,000円の減となりますが、主な要因につきましては、学校の管理に要する経費2,660万6,000円の減、中学校の管理に要する経費2,828万2,000円の減、公民館ボイラー更新工事費1,454万4,000円の皆減によるものであります。

2目事務局費の一つ丸、教育関係団体に要する経費で第5地区教科書用図書採択協議会負担金10万円は、平成32年度から小学校で使用する教科書用図書の採択について共同で調査研究を行う費用を負担する経費であり、空知へき地・複式教育研究連盟負担金2万8,000円は、空知管内の複式学級を有する市町が複式教育の研究や研修、関係機関との連携を図るため組織されており、その連盟に加入するための負担金であります。同じく二重丸、市立小中学校の適正規模・適正配置の検討に要する経費10万円は、小中学校の適正規模、適正配置の検討の推進のため旅費、消耗品費などの経費であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で一斉メール配信システム利用手数料27万4,000円は、緊急的に各保護者への連絡が必要となる事案が増加しており、情報伝達を速やかに実施するためにメールによる一斉配信を導入するもので、配信システムの利用手数料であります。備品購入費246万5,000円は、プール上屋シートの購入等の経費であります。

2目小学校教育振興費の二重丸、市費教員任用に要する経費689万6,000円は、北光小の複式学級に引き続き児童の学習をサポートする支援員を配置する経費及び第6学年が単式を維持する必要となる場合のため市費負担教員1名を配置する経費であります。同じく二重丸、学校運営協議会の設置に要する経費8万1,000円は、小学校と地域が目標やビジョンを共有し、連携、協働しながら子供を育む社会に開かれた教育課程を目指すため、学校の運営に対して必要な協議を行う機関として来年度からの学校運営協議会の設置に向け、準備委員会を設置、運営するための必要な経費であります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で一斉メール配信システム利用手数料16万3,000円は、小学校と同様に各保護者等へメールによる一斉配信を導入するもので、配信システムの利用手数料であります。

2目中学校教育振興費の二重丸、教師用教科書・指導書に要する経費38万8,000円は、平成31年度から中学校での道徳の教科化がスタートすることに伴い、教職員の指導方法の平準化を図り、各生徒が均一な学習を受けられるよう教師用教科書と指導書の購入費であります。同じく二重丸、学校運営協議会の設置に要する経費8万1,000円は、小学校と同様に中学校の運営に対して必要な協議を行う機関として、来年度からの学校運営協議会の設置に向け、準備委員会を設置、運営するための必要な経費であります。

3目図書館費の一つ丸、図書館の運営管理に要する経費で備品購入費98万7,000円及び図書購入費500万円は、図書館蔵書用図書、書架の購入費とした寄附金を充当し、乳幼児から成年までを対象とした図書、書架及び読み聞かせに使用する用品を購入するものあります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で備品購入費1,704万3,000円は、駆動系の部品の摩耗や配線が劣化し、作業が中断することが頻発しております食器浸漬装置を更新するものであります。

次に、32ページ、11款公債費11億1,170万7,000円で、前年度と比較して3,118万3,000円の減となります。

12款諸支出金は33億785万6,000円で、前年度と比較して9,133万4,000円の増となります。増減については記載のとおりであります。1目国保会計繰出金は1,226万5,000円の減で、2目下水道会計繰出金は5,089万8,000円の増で、会計制度移行に伴う増であります。

3目病院会計繰出金は2,536万3,000円の増で、地方交付税算定における病院事業債の償還の増、過疎対策事業債の償還の増などによる普通交付税分の増が主な要因であります。

4目介護保険会計繰出金2,173万3,000円の増は、介護給付費の増加に伴う増であります。

13款職員費は15億4,815万3,000円で、前年度と比較して6,359万2,

000円の増となりますが、主な要因は給料で585万7,000円の増、職員手当等で548万9,000円の増、退職手当組合納付金の増などにより共済費で5,220万4,000円の増であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただき、25ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。

1款市税は20億3,162万8,000円で、前年度と比較して3,344万3,000円の増となりますが、主な要因につきましては、個人市民税で1,430万7,000円の増、法人市民税で824万5,000円の増、固定資産税で家屋の新增築と償却資産の増などにより1,260万5,000円の増、市たばこ税で521万1,000円の減であります。

次に、26ページ、8款自動車取得税等交付金は1,600万円で、前年度と比較して500万円の減となりますが、主な要因につきましては、自動車取得税交付金1,100万円の減、環境性能割交付金600万円の皆増であります。

9款地方特例交付金は3,998万4,000円で、前年度と比較して3,450万7,000円の増となり、主な要因につきましては、1目子ども・子育て支援臨時交付金3,382万円の皆増であります。

10款地方交付税は45億8,600万円で、前年度と比較して1,700万円の減となりますが、地方財政対策では前年度比1,724億円の増額が示されているところではありますが、国で示された推計伸び率や起債償還額に昨年実績を加味し、基準財政需要額は3,467万円の減額を見込みました。基準財政収入額は、地方消費税交付金等の減額が見込まれることから1,767万円の減額を見込み、特別交付税と合わせて差し引きでは1,700万円の減を見込んだところであります。

13款使用料及び手数料は3億7,783万5,000円で、前年度と比較して1,160万8,000円の減となります。3目土木使用料で市営住宅使用料792万7,000円の減が主なものであります。

次に、27ページになります。14款国庫支出金で11億5,798万6,000円で、前年度と比較して423万7,000円の増となります。主な要因につきましては、3目民生費国庫補助金でプレミアム付商品券事業費で869万3,000円の皆増であります。

15款道支出金は5億5,243万2,000円で、前年度と比較して3,276万5,000円の増となります。主な要因につきましては、1目総務費道委託金で知事・道議選挙費735万8,000円の皆増、参議院議員選挙費1,322万7,000円の皆増によるものであります。

18款繰入金は4億6,452万円で、前年度と比較して5,947万8,000円の増となりますが、主な要因につきましては、財政調整基金繰入金2,100万円の増、ふ

るさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金3,081万1,000円の増、社会福祉事業振興基金繰入金803万9,000円の増であります。

次に、28ページ、21款市債は8億6,190万円で、前年度と比較して3億2,020万円の減となりますが、主な要因につきましては、1目土木債で公共事業等債1,840万円の皆減、公営住宅建設事業債5,180万円の減、2目過疎対策事業債で道路整備事業債1億1,420万円の減、廃棄物処理施設整備事業債5,100万円の減、3目臨時財政対策債で4,770万円の減、4目公共施設等適正管理推進事業債で2,200万円の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の222ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私から議案第8号、議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成31年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の237ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億2,984万2,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。262ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比110万1,000円の減は、一般管理事務に要する経費のうち、都道府県単位化に係る電算システム改修委託料の皆減によるものであります。

268ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比1億5,100万円の減、2目退職被保険者等療養給付費で対前年比5万5,000円の増、3目一般被保険者療養費で対前年比72万円の増、4目退職被保険者等療養費で対前年比2万5,000円の減、270ページになります。2項1目一般被保険者高額療養費で対前年比445万円の減及び2目退職被保険者等高額療養費で対前年比176万1,000円の減は、それぞれ平成30年度の決算見込み額と同額程度を見込んだことによるものであります。

4項1目出産育児一時金で対前年比84万円の減は、近年の出産件数の減少と平成30年度の決算見込みに基づき推計し、減としたものであります。

274ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金で対前年比50万3,000円の減は、本年1月に北海道が行った平成31年度国保事業費納付金本算定により、全道の保険給付費に必要な費用を各市町村の被保険者数、所得及び医療費等の状況に応じて案分した金額であります。

278ページをお開き願います。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年比43万9,000円の増は、主に特定健康診査等に要する経費のうち、特定健康診査結果のデータ入力に伴う賃金の増によるものであります。

282ページをお開き願います。6款基金積立金、1項1目基金積立金で対前年比23万3,000円の増は、国保基金積立金の増によるものであります。

288ページをお開き願います。9款前年度繰上充用金、1項1目前年度繰上充用金で対前年比3,013万6,000円の減は、平成30年度において収支が改善し、不足がなくなることによるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては241ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は2億4,454万7,000円で、対前年比747万5,000円の減であり、主に国保世帯数、被保険者数の減による均等割、平等割の減によるものであります。

2款道支出金は16億8,977万6,000円で、対前年比1億6,835万7,000円の減であり、主に保険給付費の減少に伴い、保険給付費等交付金普通交付金が減少することによるものであります。

3款財産収入は23万4,000円で、対前年比23万3,000円の増であり、基金運用による利子の増によるものであります。

4款繰入金は1億9,390万4,000円で、対前年比1,226万5,000円の減であり、主に事務費等分を含めた一般会計繰入金の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の292ページから299ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成31年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の359ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億957万円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。378ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比87万7,000円の減は、主に平成30年度に実施しました電算システム改修委託料129万6,000円の減及びアンダーラインを付しております保守サポート終了によるパソコン更新の備品購入費13万4,0

00円の増によるものであります。

380ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年比1,565万1,000円の増は、主に保険料分負担金の増によるものであります。

382ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年比9万4,000円の増は、主に後期高齢者健康診査委託料の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては363ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億2,284万3,000円で、対前年比1,043万3,000円の増であり、主に軽減額における均等割9割軽減及び被扶養者軽減の特例措置見直しによるものであります。

3款繰入金は3億8,378万3,000円で、対前年比566万4,000円の増であり、一般会計繰入金のうち、主に療養給付費分繰入金の増によるものであります。

5款諸収入は294万2,000円で、対前年比7万7,000円の増は、健康診査の増に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第9号 平成31年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の301ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億949万5,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。328ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で、アンダーラインを付しております電算システム改修委託料21万4,000円は、本年5月1日から新元号に改められることに伴うシステム改修に要する経費であります。同じくアンダーラインを付しております備品購入費43万8,000円は、OSの保守サポート終了期限が近づいているパソコンの機器更新に要する経費であります。

332ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年比5,042万2,000円の増は、訪問介護サービスの前年度利用実績に基づく増及び第7期介護保険事業計画に基づき平成31年度に新たに特定施設入居者生活介護の整備を予定していることなどによるものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費で対前年比2,466万1,000円の増は、昨年4月に開設した地域密着型特別養護老人ホームの利用増などによるものであります。

3目施設介護サービス給付費で対前年比2,682万円の増は、介護老人保健施設の前年度利用実績に基づくものであります。

334ページをお開き願います。2項1目介護予防サービス給付費で対前年比1,048万9,000円の増は、先ほどご説明いたしました特定施設入居者生活介護の整備などによるものであります。

354ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で二つ丸、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金返還金112万2,000円は、平成29年度に小規模多機能型居宅介護整備事業の事業者に交付した補助金に係る消費税の仕入れ控除税額が確定したため、事業者から返還される補助金について市を通して北海道に返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては307ページの総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億1,008万9,000円で、対前年比732万2,000円の減は、消費税率の引き上げにあわせて国が低所得者対策として実施する第1号保険料の軽減措置により、第1段階から第3段階までの保険料率が引き下げられることに伴う保険料額の減によるものであります。

2款分担金及び負担金は117万8,000円で、対前年比10万9,000円の減は、主に紙おむつ利用券の利用件数の減によるものであります。

3款国庫支出金4億8,567万9,000円で、対前年比3,537万3,000円の増、4款支払基金交付金4億9,457万7,000円で、対前年比3,464万2,000円の増、5款道支出金2億8,801万4,000円で、対前年比1,789万2,000円の増は、保険給付費の増に伴う負担ルール分の増によるものであります。

6款財産収入53万6,000円は、基金運用利息であります。

7款繰入金3億2,829万1,000円で、対前年比4,443万8,000円の増は、保険給付費の増に伴う負担ルール分の増及び消費税率の引き上げにあわせて国が低所得者対策として実施する第1号保険料の軽減措置に伴う国、北海道、市の負担金の増によるものであります。

8款繰越金につきましては、前年度と同額であります。

9款諸収入は113万円で、対前年比112万2,000円の増は、先ほど歳出の諸支出金でご説明した介護サービス提供基盤等整備事業費補助金返還金によるものであります。

なお、予算書の356ページ及び357ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 議案第11号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時55分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第11号の提案説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第11号 平成31年度砂川市下水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。下水道事業につきましては、平成31年度より地方公営企業法の財務規定等を適用することといたしましたので、公営企業会計の予算として編成したところであります。予算計上の基本的な考え方は、公営企業会計化により生じる長期前受け金戻入、減価償却費などを除き、これまでの特別会計と同様の考え方で積算を行ったところでございます。

第2条は、業務の予定量であります。公共下水道事業の処理区域面積は823ヘクタール、年間有収水量は143万9,000立方メートルと予定したところであります。個別排水処理施設事業の年間有収水量は、2万7,314立方メートルと予定したところであります。主要な建設改良事業は、公共下水道整備事業1億1,095万3,000円、個別排水処理施設整備事業1,325万5,000円と予定したところであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、下水道事業収益は7億8,438万7,000円、下水道事業費用は5億6,973万1,000円と定めるものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は1億6,953万1,000円、資本的支出は5億6,024万1,000円と定め、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額3億9,071万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額635万円、当年度分損益勘定留保資金1億9,157万3,000円及び当年度利益剰余金処分額1億9,278万7,000円で補填するものであります。

第4条の2は、特例的収入及び支出であり、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ6,774万3,000円及び1億1,162万5,000円とするものであります。これは、地方公営企業法を適用する年度の前年度の特別会計は、法を適用する前日である本年3月31日に出納が閉鎖され、出納整理期間が存在せず同日をもって打ち切りとなることから、平成30年度において発生した債権及び債務に係る未収金及び未払い金を平成31年度の債権及び債務として整理し、予定貸借対照表に計上するものであります。

第5条は、企業債であり、下水道資本費平準化債から過疎対策事業債まで限度額の合計を1億2,250万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額は3億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費4,174万円と定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金であり、下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億7,034万6,000円であるとするものであります。

第10条は、利益剰余金の処分であり、当年度利益剰余金のうち1億9,278万7,000円は減債基金として処分するものと定めるものであります。これは、第4条における資本的収支不足額の補填財源として、当年度利益剰余金処分額に充てるため処分する使途と金額を定めるものであり、減債基金積立金とは企業債償還の財源に充てるための積立金であります。

続きまして、4ページの実施計画及び説明書についてご説明を申し上げます。初めに、収益的収入であります。1款下水道事業収益、1項営業収益は4億4,581万7,000円と予定したところであります。

1目下水道使用料は、下水道使用料及び個別排水処理施設使用料の現年度分の見込み額3億7,632万8,000円を予定したところであります。

2目雨水処理負担金は、雨水処理に要する経費に対する一般会計の負担金6,948万9,000円を予定したところであります。一般会計からの繰入金につきましては、国が定める繰り出し基準に基づきそれぞれの経費に対応して区分するものであり、収益的収入では雨水処理負担金及び他会計補助金、資本的収入では出資金として計上するものであります。

次に、2項営業外収益は3億3,857万円を予定したところであります。

1目受取利息及び配当金は、預金利息及び貸付金利息2,000円を予定したところであります。

2目他会計補助金は、下水道事業における汚水処理福祉料金等の経費に対する一般会計からの補助金1億7,034万6,000円を予定したところであります。

3目長期前受金戻入は、補助金等により取得、または改良した償却資産の減価償却除却を行う際の見合い分を収益化するため、1億6,812万1,000円を予定したところであります。

4目雑収益は、損害責任保険金及び自動車損害共済金10万1,000円を予定したところであります。

6ページをお開き願います。次に、収益的支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用は4億9,781万2,000円を予定したところであります。

1目管渠費は、下水道管渠の維持管理に要する経費であり、職員人件費、管渠修繕清掃等業務委託料及び修繕費など2,819万5,000円を予定したところであります。

2目ポンプ場費は、ポンプ場の維持管理に要する経費であり、ポンプ場維持管理委託料及び修繕費など964万8,000円を予定したところであります。

3目流域下水道管理費は、流域下水道施設の維持管理に要する経費であり、石狩川流域下水道組合負担金5,189万4,000円を予定したところであります。

4目個別排水処理施設費は、個別排水処理施設の維持管理に要する経費であり、浄化槽維持管理委託料など1,254万7,000円を予定したところであります。

8ページをお開き願います。5目総係費は、事業活動全般に要する経費であり、特別会計における一般管理費に相当するものとして、職員人件費及び使用料算定等事務委託負担金など3,583万4,000円を予定したところであります。なお、中空知広域水道企業団に対する使用料算定等事務委託負担金には、水道の隔月検針への変更に伴うシステム改修分の費用が含まれているところであります。

10ページをお開き願います。6目減価償却費は、有形及び無形固定資産の減価償却費として3億4,091万4,000円を予定したところであります。

7目資産減耗費は、本年度に実施する東一線管渠布設がえ工事において污水管の除却を予定していることから、固定資産除却費1,878万円を予定したところであります。

次に、2項営業外費用は6,766万3,000円を予定したところであります。

1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債及び一時借入金利息5,084万7,000円を予定したところであります。

2目消費税及び地方消費税は、平成31年度分確定納付額の見込み額1,681万6,000円を予定したところであります。

次に、3項特別損失は325万6,000円を予定したところであります。

1目過年度損益修正損は、過年度の経理の修正によって生じた損失を処理するため、過年度過誤納還付金5万円を予定したところであります。

2目その他特別損失は、本年度分の不納欠損分である貸倒損失、地方公営企業法の適用期間前に係る賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び貸倒引当金繰入額320万6,000円を予定したところであります。

次に、4項予備費は100万円を予定したところであります。

12ページをお開き願います。次に、資本的収入であります、1款資本的収入、1項企業債は1億2,250万円を予定したところであります。

1目企業債は、建設改良に充てた企業債に係る元金の償還を引き延ばすために借りかえる下水道資本費平準化債及び建設改良費に充てる企業債1億2,250万円を予定したところであります。

次に、2項出資金は1,792万3,000円を予定したところであります。

1 目出資金は、企業債償還金などに対する一般会計からの出資金 1, 792 万 3, 000 円を予定したところであります。

次に、3 項国庫補助金は 2, 600 万円を予定したところであります。

1 目国庫補助金は、公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金 2, 600 万円を予定したところであります。

次に、4 項分担金及び負担金は 181 万 2, 000 円を予定したところであります。

1 目分担金は、下水道受益者分担金及び個別排水処理施設分担金 71 万 6, 000 円を予定したところであります。

2 目負担金は、下水道受益者負担金 109 万 6, 000 円を予定したところであります。

次に、5 項長期貸付金は 129 万 6, 000 円を予定したところであります。

1 目一般貸付金は、水洗便所改造資金貸付金収入 129 万 6, 000 円を予定したところであります。

14 ページをお開き願います。次に、資本的支出であります。説明欄でアンダーラインを付しているのは臨時事業であります。1 款資本的支出、1 項建設改良費は 1 億 4, 005 万 8, 000 円を予定したところであります。

1 目公共下水道整備事業費は、交付金事業として奈江豊平川 14 排水区管渠新設工事、単独事業として東 1 線管渠布設替工事、パンケ川 2 号幹線管渠改築工事及び公共下水道汚水処理施設整備構想策定業務委託を行うため、1 億 1, 095 万 3, 000 円を予定したところであります。

2 目流域下水道整備事業費は、北海道が実施する流域下水道施設の整備に対する流域下水道整備工事負担金 1, 585 万円を予定したところであります。

3 目個別排水処理施設整備事業費は、合併処理浄化槽設置工事として 10 基分 1, 325 万 5, 000 円を予定したところであります。

次に、2 項企業債償還金は 4 億 1, 618 万 3, 000 円を予定したところであります。

1 目企業債償還金は、企業債の元金償還金 4 億 1, 618 万 3, 000 円を予定したところであります。

次に、3 項長期貸付金は 400 万円を予定したところであります。

1 目一般貸付金は、公共下水道及び個別排水処理施設各 4 件の水洗便所改造資金貸付金 400 万円を予定したところであります。

16 ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から議案第 12 号 平成 31 年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと存じます。第 2 条は、業務の予定量であり、(1) 病

床数は498床、(2)年間患者数は入院を14万2,434人、外来を25万7,374人とし、(3)1日平均患者数は入院を389人、外来を1,072人と予定したところであります。(4)主要な建設改良事業は、1、医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は132億906万7,000円、病院事業費用は145億6,112万8,000円と定めるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、資本的収入及び支出であり、資本的収入は9億1,351万3,000円、資本的支出は14億2,832万1,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1,480万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、債務負担行為であり、医療機械器具整備について平成31年度から平成32年度までの期間で限度額を8,813万5,000円と定めるものであります。これは、現在使用している放射線科情報システムであり、平成18年に購入し、旧病院から継続使用しておりますが、経年により平成31年をもって交換部品の供給が終了するため、平成32年度の早い時期に稼働できるよう更新を図るものであります。なお、本システムは、発注から納品、安定稼働まで5カ月程度を要するものであります。

第6条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を4億2,000万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

3ページをごらんいただきたいと存じます。第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、(1)職員給与費79億8,761万6,000円、(2)交際費350万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を器械備品の外科手術用内視鏡システム、検体・細菌・輸血システム、手術用顕微鏡、放射線科情報システム及び核医学診断装置とするものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益は、前年度より4,854万7,000円増の119億6,764万円を予定したところであり、

内訳といたしましては、1目入院収益で前年度より9,738万円減の83億8,588万5,000円、1人当たりの診療単価では前年度より1,614円増の5万8,876円、2目外来収益で前年度より1億2,705万5,000円増の33億1,584万9,000円、1人当たりの診療単価では前年度より161円増の1万2,883円、3目その他医業収益で前年度より1,887万2,000円増の2億6,590万6,000

0円を予定したところであります。

2項医業外収益は、前年度より116万5,000円減の11億4,991万8,000円を予定したところであります。

主な内訳といたしましては、6ページをお開きいただきたいと存じます。3目負担金交付金で国の交付税算定に基づいた市からの繰入金の前年度より681万円増の9億3,199万4,000円、5目長期前受金戻入で前年度より1,254万1,000円減の5,390万9,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校収益は、前年度より66万8,000円減の7,226万7,000円を予定したところであります。

4項院内保育事業収益は、前年度より56万6,000円増の1,894万1,000円を予定したところであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。5項特別利益は、前年度と同額の30万1,000円を予定したところであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出であります。1項医業費用は前年度より3億1,700万4,000円増の142億5,799万1,000円を予定したところであります。

内訳といたしましては、1目給与費で職員数の増加等に伴い、前年度より2億3,519万8,000円増の78億7,694万4,000円を予定したところであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2目材料費で前年度より6,823万5,000円増の32億7,923万9,000円、3目経費で、15ページをお開きいただきたいと存じます。8節光熱水費、14節賃借料や16節委託料の増額などに伴い、前年度より2,488万6,000円増の20億3,930万7,000円を予定したところであります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。4目減価償却費で平成25年度に購入した医療機器の一部が減価償却を終了したことから、前年度より2,589万1,000円減の9億3,178万2,000円、5目資産減耗費で前年度より201万5,000円減の635万1,000円、6目研究研修費で前年度より1,659万1,000円増の1億2,436万8,000円を予定したところであります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。2項医業外費用は、前年度より323万2,000円減の1億631万円を予定したところであります。

主な内訳といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の減に伴い、前年度より538万9,000円減の8,846万9,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校費用は、前年度より1,401万7,000円増の1億3,767万3,000円を予定したところであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。4項院内保育事業費用は、1目経費、6節委託料の増額に伴い、前年度より224万8,000円増の3,665万4,000円を予定したところであります。

5項特別損失においては、24ページをお開きいただきたいと存じます。2目修学資金返還免除費の増額に伴い、前年度より828万円増の2,250万円を予定したところであります。

26ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債は医療機械器具整備事業に係る借り入れ予定額であり、前年度より1,140万円増の4億2,000万円を予定したところであります。

2項投資償還金は、1目長期貸付金償還金で前年度より139万2,000円減の622万2,000円を予定したところであります。

3項出資金は、1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰り入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い、前年度より1,915万9,000円増の4億8,729万円を予定したところであります。

28ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出であります。1項建設改良費は、1目資産購入費において外科手術用内視鏡システム、検体・細菌・輸血システムなどの医療機械器具の整備を図るものであり、前年度より1,242万7,000円減の4億4,286万円を予定したところであります。

2項企業債償還金は、1目元金償還金において前年度より4,859万7,000円増の9億4,874万1,000円を予定したところであります。

3項投資は、1目長期貸付金において看護学生への修学資金の貸し付けを行うものであり、前年度より396万円減の3,672万円を予定したところであります。

30ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

#### ◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

3月7日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月7日は休会することに決定しました。

#### ◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時20分